

# 奨励金で元気ある 企業づくりを応援！

詳しくは、  
産業政策課へ  
お問い合わせ  
ください。

市は、さらなる産業振興を図るため、市内で事業拡大を目的に工場などを新設・増設・移設しようとする企業に対して交付する「企業立地促進奨励金制度」を拡充しました。

また、申請期間を平成30年3月末まで延長しました。

事業規模を拡大する企業を応援！

## 奨励金の内容

## 制度の拡充内容

用地取得費に対する補助率を拡充！

- ・製造事業
- ・研究所
- ・特定サービス事業

15%

成長分野の製造事業・研究所 **30%**  
その他の製造事業・特定サービス事業 **20%**

- ・物流関連事業

10%

物流総合効率化法に定める設備を設置する物流関連事業 **20%**  
その他の物流関連事業 **10%**

種類	奨励金の金額	限度額
設置奨励金	新設などに伴い新規に取得及び賃借した事業用資産（取得した事業用地は除く）に係る固定資産税・都市計画税相当額 ※5年間。用地取得奨励金の対象にならない場合は3年間。	各年度 2億円
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用の額に以下の補助率を乗じた額 ●成長分野の製造事業、研究所は30% ●その他の製造事業、物流総合効率化法に定める設備を設置する物流関連事業、特定サービス事業は20% ●その他の物流関連事業は10%	3億円
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者1人（パートタイマーは0.5人換算）につき50万円（障害者は100万円）	5,000万円

問い合わせ 産業政策課 ☎55-2906 ☎51-1997 📧sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

# 富士市森林墓園 使用者募集

## 募集区画数

普通墓所 / 102区画 芝生墓所 / 31区画

## 応募資格

平成24年5月7日以前から市内に在住し、市の住民基本台帳に登録されている人

## 使用料

1区画50万円（一括払い込み）

## 管理料

普通墓所 / 年額5250円 芝生墓所 / 年額6300円

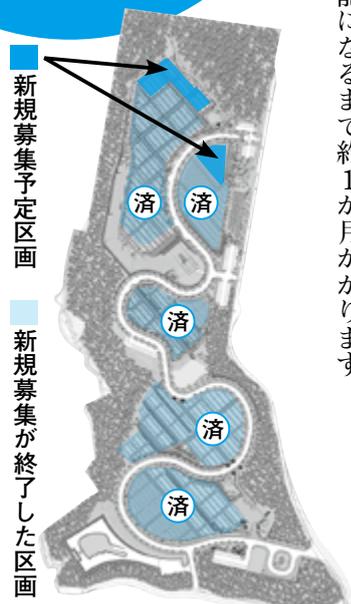
## 申し込み

5月7～17日（土・日曜日は除く）の9～17時に、①墓所使用申込書（環境総務課で配布、市ウェブサイトダウンロード可）、②申込者の住所・世帯全員の氏名が確認でき、本籍・続柄がわかる住民票の写し1通、③認め印、④焼骨のある人は火葬済証明書などの写しを持参し、直接環境総務課（市役所10階）へ

※事前に、「募集案内書」（環境総務課で配布、市ウェブサイトダウンロード可）を確認してください。

※申し込みをする人は必ず現地（桑崎991-11）を確認してください。  
※申し込みから使用可能になるまで約1か月かかります。

平成12年度から  
使用者を募集してき  
た「森林墓園」。  
全5000区画の  
うち、新規募集をす  
る区画は残り450  
区画です。



新規募集予定区画

新規募集が終了した区画

問い合わせ

環境総務課

☎(55)2768

☎(51)0522